

○航空自衛隊業務改善提案規則

〔昭和63年2月5日 航空自衛隊達第1号〕
航空幕僚長 空将 米川忠吉

改正	平成元年2月28日 航空自衛隊達第4号	平成17年3月16日 航空自衛隊達第5号
	平成元年3月16日 航空自衛隊達第25号	平成18年3月24日 航空自衛隊達第14号
	平成2年5月31日 航空自衛隊達第23号	平成19年1月5日 航空自衛隊達第1号
	平成4年3月27日 航空自衛隊達第6号	平成23年7月28日 航空自衛隊達第30号
	平成4年6月29日 航空自衛隊達第30号	平成24年4月4日 航空自衛隊達第29号
	平成4年9月29日 航空自衛隊達第46号	平成26年1月17日 航空自衛隊達第2号
	平成5年11月26日 航空自衛隊達第42号	令和3年3月18日 航空自衛隊達第31号
	平成7年6月2日 航空自衛隊達第42号	令和5年11月30日 航空自衛隊達第45号
	平成11年3月24日 航空自衛隊達第6号	令和6年7月3日 航空自衛隊達第38号
	平成15年3月26日 航空自衛隊達第8号	

航空自衛隊業務改善提案規則を次のように定める。

航空自衛隊業務改善提案規則（登録報告）

航空自衛隊業務改善提案規則（昭和42年航空自衛隊達第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この達は、航空自衛隊における業務改善提案（以下「改善提案」という。）について必要な事項を定め、改善提案を通じて隊務運営に参画及び貢献することにより、隊員の改善提案意欲を向上させ、部隊等における業務改善活動を活性化し、もって隊務運営の能率化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務改善 隊員及び部隊等が創意工夫により隊務運営の能率化を図る活動をいう。
- (2) 改善提案 隊員及び部隊等が業務改善の案を提出すること又は提出した業務改善の案をいう。
- (3) 隊員による改善提案 隊員が単独又は共同で実施した改善提案をいう。
- (4) 部隊等による改善提案 部隊等の組織活動を通じて実施した組織、制度、手続、計画等に係る改善提案をいう。
- (5) 部隊等 編制部隊、編制単位群部隊、編制単位部隊及び機関並びに航空幕僚監部の部、科学技術官、監理監察官、首席法務官、首席衛生官、課及びこれに準ずるものとして航空幕僚長が指定する組織をいう。
- (6) 編制部隊等 編制部隊、機関及び航空幕僚監部をいう。
- (7) 上級部隊等 編制部隊等（航空幕僚監部を除く。）の上級の部隊及び機関又は

航空幕僚監部をいう。

- (8) 管理者 航空自衛隊の編制に示す組織の長及び当該組織の長が定める内部組織の長をいう。
- (9) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第13号に規定する装備品等をいう。
- (10) 表彰権者 表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第10条及び第17条に規定する表彰権者をいう。

（業務改善の要件）

第3条 業務改善は、次に掲げるいずれかの効果が得られることを要件とする。

- (1) 人員の削減
- (2) 時間の短縮
- (3) 物品、経費の節減
- (4) 機能、性能の向上
- (5) 信頼性の向上
- (6) 安全性の向上
- (7) 汎用性の向上
- (8) その他隊務運営の能率の向上

（隊員及び管理者の責務）

第4条 隊員は、業務の改善を常に心がけ、積極的に改善提案を行うよう努めるものとする。

- 2 管理者は、部下隊員の改善意欲を振作するとともに、改善提案を奨励するものとする。
- 3 管理者及び改善提案の処理に係る隊員は、当該改善提案の処理が終わるまでの間、提案の内容を漏らしてはならない。

（業務改善担当者）

第4条の2 部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長は、業務改善に関する業務を補佐する者として、部下隊員である幹部自衛官又はこれに相当する事務官等の中から業務改善担当者を指定するものとする。

- 2 部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長は、必要に応じて、業務改善担当者の補助者を指定することができる。

（業務改善実施計画）

第4条の3 編制部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長は、原則として次の各号に掲げる事項を含む業務改善実施計画を各年度ごとに作成するものとする。

- (1) 方針
- (2) 重視事項
- (3) その他必要な事項

(改善提案の対象)

第5条 改善提案の対象は、自己の所掌する業務に関するか否かにかかわらず、隊務運営の改善に寄与する全ての事項とする。ただし、次の各号に該当する改善事項に係る処理については、それぞれ当該各号に掲げる規則の定めるところにより処理するものとする。

- (1) 技術改善要望 航空自衛隊の研究開発業務の運営に関する達（平成3年航空自衛隊達第20号）
- (2) 技術指令書改善提案 技術指令書（J. T. O. 00-5-1）
- (3) プログラム指令改善要求 技術指令書（J. T. O. 00-5-1）
- (4) プログラム改修要求 技術指令書（J. T. O. 00-5-17）
- (5) 前各号の改善事項以外の改善事項で、その処理に関して規則に定めのあるもの
当該規則

(改善提案の方法)

第6条 改善提案を実施する隊員及び部隊等（編制部隊及び機関を除く。）の長は、別紙第1に掲げる事項を記載した業務改善提案書を作成し、編制部隊等の長の定める手続に基づき提出するものとする。

- 2 改善提案を実施する編制部隊及び機関の長は、前項に定める業務改善提案書を作成するものとする。

(改善提案の処理)

第7条 編制部隊等の長は、業務改善提案書を受理した場合、原則として3か月以内に次の各号に掲げる処置のうち必要な処置をとるものとする。

- (1) 改善提案の審査
- (2) 採用、不採用又は上申の決定
- (3) 提案者及び提案部隊等（編制部隊及び機関を除く。）への審査結果の通知
- (4) 採用と決定した改善提案による改善の実施及び実施結果の確認
- (5) 上申と決定した改善提案の上級部隊等の長への上申
- (6) 特許権、実用新案権又は意匠権を取得できると判断した場合における所要の手続の指導

- 2 編制部隊及び機関の長は、業務改善提案書を作成した場合、次の各号に掲げる処置をとるものとする。

- (1) 改善の実施及び実施結果の確認
- (2) 上申が必要な場合における上級部隊等の長への上申

(改善提案の上申)

第8条 編制部隊等の長又は上級部隊等の長は、次の各号の一に該当すると判断した改善提案（以下「上申提案」という。）について、別紙第2に掲げる事項を記載した業務改善提案上申書を作成し、上級部隊等の長に上申するものとする。

- (1) 採用（実施を含む。以下同じ。）を適当と認めるが、権限を有しないため自ら改善の実施ができないもの
 - (2) 改善提案の採否の判定が困難なもの
- 2 航空幕僚長に上申する場合で、改善提案の内容が装備品等の改善に関わるものについては、写しを補給本部長に送付するものとする。

（上申提案の処理）

第9条 上級部隊等の長は、業務改善提案上申書を受理した場合、原則として3か月以内に次の各号に掲げる処置をとるものとする。ただし、前条第1項第1号に該当すると判断したものについては、原則として1か月以内に上申手続をとるものとする。

- (1) 改善提案の審査
 - (2) 採用、不採用の決定
 - (3) 上申元の編制部隊等の長及び上級部隊等の長への審査結果の通知
- 2 上級部隊等の長は、採用と決定した改善提案の実施に必要な処置をとるものとする。
- 3 航空幕僚長は、改善提案の内容が装備品等に関わるものの審査のため必要と認める場合、補給本部長に検討を指示するものとする。
- 4 補給本部長は、前項により検討を指示された場合、審査、判定に必要な意見及び処置案を付し、航空幕僚長に報告するものとする。

（改善提案の報告）

第10条 編制部隊等の長は、採用した改善提案、上級部隊等の長から採用の通知を受けた上申提案及び第5条ただし書の規定により処理された事項に係る改善提案を実施した結果、改善効果が高く、他の部隊等の参考になると判断した改善提案（以下「報告提案」という。）について、業務改善提案報告（別紙様式第1）により、その都度、航空幕僚長（総括副監理監察官気付）に報告するものとする（02-R10-AR（D））。

（報告提案の処理）

- 第11条 航空幕僚長は、報告提案を審査し、優良と判断したものを優良提案に指定するものとする。
- 2 航空幕僚長は、優良提案の利用範囲の拡大を図るため、各年度第2四半期末までに前年度の優良提案を掲載した優良提案集及び報告提案を防衛省中央OAネットワーク・システムの航空幕僚監部監理監察官ホームページに掲載するものとする。この場合において、全部隊及び機関に周知するものとする。
 - 3 航空幕僚監部総括副監理監察官は、改善効果が高く、防衛省全体に普及することが適当であると航空幕僚長が判断した改善提案を大臣官房企画評価課長に通知するものとする。

(優良提案褒賞)

第12条 航空幕僚長は、優良提案のうち、優秀と判断した隊員による改善提案の提案者及び部隊等による改善提案の提案部隊等に対して、優良提案褒賞状を授与して褒賞する。

2 優良提案褒賞状の様式は、別紙様式第2によるものとする。

(改善提案の表彰)

第13条 表彰権者は、航空幕僚長が通知する報告提案の審査結果に従い、隊員による改善提案の提案者及び部隊等による改善提案の提案部隊等を表彰することができるものとし、その基準は、次の表のとおりとする。

表 彰 の 対 象	隊員の表彰	部隊等の表彰
報告提案の審査結果が「A」の改善提案	第3級賞詞	第3級賞状
報告提案の審査結果が「B」以上の改善提案	第4級賞詞	第4級賞状
報告提案の審査結果が「C」以上の改善提案	第5級賞詞	第5級賞状

2 前項の規定によるほか、表彰権者が表彰に価すると判断した場合、表彰等に関する訓令の定めるところにより行うものとする。

(改善提案状況報告)

第14条 編制部隊等（航空幕僚監部を除く。）の長は、当該部隊等における、当該年度の改善提案状況を業務改善提案状況報告（別紙様式第3）により翌年度の4月30日までに航空幕僚長（総括副監理監察官気付）に報告するものとする（02-R11(D)）。

(委任規定)

第15条 この達に定めるもののほか、この達の実施に関し必要な細部事項は、編制部隊等の長が定めるものとする。

附 則

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則

この達は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この達は、令和6年7月3日から施行する。

別紙第1（第6条関係）

業務改善提案書の記載事項

- 1 改善提案の区分
- 2 改善提案の項目
（組織、手続、技術、環境、教育訓練、安全、福利、プログラム、その他のうち、該当する項目を記入する。）
- 3 提案者の所属、階級（官名）及び氏名又は部隊等名
- 4 提案の題名
- 5 提案年月日
- 6 現在の方法及び問題点
- 7 改善の方法
（努めて詳細に説明し、必要に応じ略図、写真、比較表、必要経費の見積り等を添付する。）
- 8 改善の効果
（第3条各号に掲げる改善効果を、改善前と比較して定量的に記述する。）

- 注：1 第1項は、隊員による改善提案又は部隊等による改善提案の別を記入する。
- 2 第3項は、隊員による改善提案については提案者の所属、階級（官名）及び氏名を、部隊等による改善提案については部隊等名を記入する。

別紙第2（第8条関係）

業務改善提案上申書の記載事項

- 1 業務改善提案書
- 2 上申理由
第8条第1項第1号又は第2号の区分及びその理由
- 3 上申を実施した部隊等の長の当該提案に関する意見
- 4 その他

当該提案の審査に参考となる事項

- 注：1 気付先は、上級部隊等の監理監察官（航空幕僚監部にあつては総括副監理監察官）とする。
- 2 業務改善提案書の電子データを秘等区分に応じ航空自衛隊クラウドシステム（保全系又は一般系（部内））により、別途、送付するものとする。

航空幕僚長 殿
（総括副監理監察官気付）

編制部隊等の長 印

業務改善提案報告
（02-R10-AR（D））

- 1 改善提案の区分
- 2 改善提案の項目
（組織、手続、技術、環境、教育訓練、安全、福利、プログラム、その他のうち、該当する項目を記入する。）
- 3 提案者の所属、階級（官名）及び氏名又は部隊等名
- 4 改善提案の題名
- 5 提案年月日
- 6 現在の方法及び問題点
- 7 改善の方法
（努めて詳細に説明し、必要に応じ略図、写真、比較表、必要経費の見積り等を添付する。）
- 8 改善の効果
（第3条各号に掲げる改善効果を、改善前と比較して定量的に記述する。）
- 9 その他
（他の規則により処理された改善提案又は他の改善活動（例えば、QCサークル）で得た成果のうち改善提案として採用したものについて、その旨を記載する。記載内容なしの場合は、項目ごと記載しない。）

- 注：1 「（公印省略）」と記載して、押印を省略することができる。
- 2 第1項は、隊員による改善提案又は部隊等による改善提案の別を記入する。
 - 3 第3項は、隊員による改善提案については提案者の所属、階級（官名）及び氏名を、部隊等による改善提案については部隊等名を記入する。
 - 4 上級部隊等の長を有する編制部隊等にあつては、宛先併記で上級部隊等の長に報告すること。
 - 5 航空幕僚長への報告においては、業務改善提案書の電子データを秘等区分に応じ航空自衛隊クラウドシステム（保全系又は一般系（部内））により、別途、送付するものとする。

別紙様式第2（第12条関係）

空幕褒第 号

優良提案褒賞状

提案件名 □□□□□□□□

所属 官職 氏名又は部隊等名

右の者が提案した業務改善提案は航空自衛隊の隊務運営の改善に寄与しうる

優良提案と認めここにこれを褒賞する

令和 年 月 日

航空幕僚長 空将 ○○ ○○

- (注)
- 1 整理番号は、年度別の発行順に番号をつける。
 - 2 紙質は上質のものを用い、A列3番とする。

別紙様式第3（第14条関係）

発簡番号

発簡年月日

航空幕僚長 殿

（総括副監理監察官気付）

編制部隊等の長 印

業務改善提案状況報告（ 年度）

（02-R11（D））

1 改善提案総件数		件						名	
内	階 級 別	幹部 名	准尉 名	空曹 名	空士 名	事務官等 名			
		非常勤 名							
	項 目 別	組織 件	手続 件	技術 件	環境 件	教育訓練 件			
		安全 件	福利 件	プログラム 件	その他 件				
訳	採 否 別	採	件	不	件	上	件	保	件
		用		採用		申		留	
2 前年度までの保留件数				件					
前年度までの保	採	件	不	件	上	件	保	件	
留の処置状況	用		採用		申		留		
3 報告提案の件名									
4 上申提案の件名									
5 表彰された提案の件名									
6 その他									

添付書類：別表「部隊等における優良提案の採用状況」

注：1 「（公印省略）」と記載して、押印を省略することができる。

2 改善提案総件数の人数は、延べ人数とする。

3 上級部隊等の長を有する編制部隊等にあつては、宛先併記で上級部隊等の長に報告する。

4 添付書類の様式は、付紙様式のとおり。

部隊等における優良提案の採用状況

見出し符号	採否区分	不採用の理由	不採用の具体的な理由
(記入例)			
R 1 - 1 - (1)	採用		
R 1 - 1 - (2)	不採用	a	
R 1 - 1 - (3)	不採用	c	提案の作業の発生頻度が少ないため。
3 0 - 1 - (2) ウ	採用		

- 注：1 この表には、報告対象年度の前年度分の優良提案集に掲載されている全ての優良提案の部隊等における採否の検討結果及び当該優良提案集より前の年度分の優良提案集に掲載されている優良提案のうち部隊等において採用した優良提案を記入する。
- 2 見出し符号欄には、優良提案が掲載されている優良提案集の年度及び当該優良提案に係る当該優良提案集の目次の見出し符号を記入する。
- 3 採否区分欄には、優良提案の採否区分の別を、「採用」又は「不採用」により記入する。
- 4 不採用等理由欄には、不採用の理由を次の記号で記入する。
a：既に優良提案に示された方法と同様の方法により実施している。
b：優良提案を活用する対象業務、装備品等がない。
c：その他
なお、不採用の理由が「c」に該当する場合は、不採用の具体的な理由の欄に具体的な理由を記入する。
- 5 記入例は、報告対象年度が令和2年度の場合に、令和元年度分の優良提案集に掲載されている当該優良提案書の目次の見出し符号が1(1)の優良提案を採用し、当該見出し符号が1(2)の優良提案を既に優良提案に示された方法と同様の方法により実施しているため不採用とし、当該見出し符号が1(3)の優良提案をその他の理由により不採用とし、平成30年度分の優良提案集に掲載されている当該優良提案書の目次の見出し符号が1(2)ウの優良提案を採用した例を示す。